



平成19年5月24日

各位

会社名 ニチアス株式会社
代表者 取締役社長 川島 吉一
コード番号 5393 (東証 市場第一部)
問合せ先責任者 取締役管理本部長 高木 慶一
TEL (広報チーム) 03-3433-7244

公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について

当社は、過去の独占禁止法違反行為に関して、本日、下記のとおり、公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたのでお知らせいたします。

記

1. 排除措置命令書の概要

当社の販売する建材製品のうちの内装工事用けい酸カルシウム板の販売分野において、当社が他の事業者と共同して販売価格を引き上げる旨を合意することにより競争を実質的に制限していた時期があり、当該行為が独占禁止法第3条の規定（不当な取引制限の禁止）に違反するものとして、当該行為が排除されたことを確保するため、および同様の違反行為が行われないようにするために必要な所定の措置を講じること。

2. 課徴金納付命令書の内容

納付すべき課徴金の額：3億8120万円

納付すべき期限：平成19年8月27日

なお、当社は、昨年9月に同委員会による立入り検査を受けた後、社内調査の過程で上記の違反行為があったことが明らかになりましたので、その調査結果の報告をもって同委員会に課徴金減免制度の適用を申請した結果、これが認められました。

3. 業績に与える影響

先月下旬に受領済みの両命令に係る事前通知に基づき、前期決算において当該課徴金の見込み額として3億8000万円を特別損失に計上しましたので、今期（平成20年3月期）の業績には影響はありません。

4. 今後の対応等

当社は、上記の両命令を応諾する方向でこれらの内容を検討しております。

公正取引委員会からは、当社による当該行為は平成18年9月4日をもって終了した旨の事実認定を受けておりますが、当社におきましては、今回の事態を猛省し、上記の命令内容に従って再発防止に向けた措置を講じるとともに、あらためて、役員、従業員による企業倫理の徹底とコンプライアンス態勢の一層の強化に全力で取り組むことにより信頼の回復に努めてまいります。

以上